

○ 政策目標6－2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困の問題や地球温暖化をはじめとした地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力に積極的に取り組むことを通じて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構の有償資金協力や国際協力銀行による支援については、開発途上国の経済発展を支援しつつ、我が国のパッケージ型インフラの海外展開を推進していく観点からも、重点的に取り組んでいきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第179回国会 総理大臣所信表明演説

第180回国会 総理大臣施政方針演説

第180回国会 財務大臣財政演説

政策推進指針（平成23年5月17日閣議決定）

政策推進の全体像（平成23年8月15日閣議決定）

円高への総合的対応策（平成23年10月21日閣議決定）

日本再生の基本戦略（平成23年12月24日閣議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

施 策 6-2-2：有償資金協力（国際協力機構）、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援

4. 業績目標・施策に関する基本的考え方

施 策 6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用

我が国は、ミレニアム開発目標やODA等に関する様々な国際公約の達成に向けた取組を含め、安定的な経済社会の発展に資するための国際的な協力を積極的に推進しており、平成22年9月に開催されたミレニアム開発目標国連首脳会合では、教育及び保健の分野において平成23年からの5年間で合計85億ドルの支援を行う「菅コミットメント」を発表したところです。一方、我が国の厳しい財政状況や国民の視点を踏まえると、これまで以上に戦略的実施や開発効果の向上等に努めて行くことが課題となっており、行政刷新会議や行政事業レビューにおいても、ODAについては一層の効率化を図ることが求められました。

また、アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に応えるべく、日本企業の海外でのビジネス展開を支援する観点も重要です。こうした点を踏まえ、財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、円借款・技術協力・無償資金協力の一体的活用、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、国別援助計画の策定、ODA評価の充実、NGOや民間企業等との連携、国際協力銀行の機能強化等を進めてきたところであり、今後も引き続きODA等の効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。

❽ 施策 6-2-2：有償資金協力（国際協力機構）、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援

財務省は、有償資金協力や国際協力銀行業務、国際開発金融機関に関する業務を所管する立場から、日本再生の基本戦略（平成23年12月24日閣議決定）等にも盛り込まれている当該施策を重点施策として設定しており、具体的には以下に取り組んでいきます。

① 有償資金協力（国際協力機構）

開発途上国に対して、長期・低利の緩やかな条件で開発資金を融資する円借款は、途上国にとって必要不可欠な経済インフラの整備や社会開発を推進するために重要な役割を果たしています。一方、円借款は、返済が求められる有償の資金であることから、債務償還確実性の確保に慎重を期す必要があります。財務省としては、IMFを始めとする国際金融機関の知見も活用しつつ、途上国の財政や国際収支の状況を分析するなど、債務の持続可能性に目を配るとともに、世銀を始めとする国際開発金融機関との連携が図られるように意を用いるなど、援助効果の向上に努めており、こうした観点から、相手国政府との協議や、それを受けたて策定される国別援助方針、更には、個々の円借款の案件の形成に参画しています。

平成24年度においては、アジア地域を中心に供与を行っていくとともに、アフリカ開発銀行との共同イニシアティブであるEPSA（Enhanced Private Sector Assistance for Africa）を活用したアフリカ支援を含め、引き続き、国際開発金融機関との連携を深めながら、開発効果の高い円借款の供与を図っていきます。また、経済・社会情勢の変化に応じて、円借款制度の見直しを検討していきます。

また、国際協力機構の海外投融資について、「新成長戦略実現2011」を踏まえ、財務省としても、具体的な案件の実施を通じて、①新実施体制の検証・改善、②案件選択ルールの策定を行う「パイロットアプローチ」の実施に引き続き取り組んでいきます。

② 国際協力銀行業務

国際協力銀行（JIBC）業務については、引き続き、民業補完の原則の下、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めています。

平成23年春には、「パッケージ型インフラの海外展開」の支援等、JIBCに期待される新たな役割に対応するため、「株式会社国際協力銀行法」が制定されました。これを受け、平成24年4月、JIBCは日本政策金融公庫から分離して新たな組織となり、業務機能も強化される予定であるところ、「日本再生の基本戦略」に盛り込まれている

パッケージ型インフラ海外展開の拡充等、我が国企業による海外事業展開がより積極的に行われることが期待されます。

また、円高のメリットを最大限活用して、我が国の産業競争力を伸ばし、国富を増大させるべきとの観点から、平成23年8月、外為特会のドル資金をJ B I Cを経由して活用する「円高対応緊急ファシリティ」を創設しました。これは、海外企業の買収や資源・エネルギーの確保などを積極的に支援することを目的としており、本ファシリティを通じ、長期的な国富の増大等につながるよう、引き続き取り組んでいきます。

この他、J B I Cは、平成21年に、国際金融市場の混乱のため一時的に外国債の発行が困難となった途上国に対する支援として設立したサムライ債発行支援ファシリティについて、平成22年4月には同ファシリティを発展・強化させ、海外発行体の東京市場への呼び込み・定着、日本の投資家の投資機会拡大に寄与し、ひいては東京市場の活性化をはかる新規サムライ債発行支援ファシリティを設立しました。これまで、インドネシア、フィリピン、コロンビア、メキシコ、パナマ、インド（輸出入銀行）、トルコ、ウルグアイといった途上国政府が同ファシリティを活用してサムライ債を発行しました。引き続き、途上国政府等のサムライ債発行支援を推進し、我が国のサムライ債市場の活性化等に貢献します。

③ 国際開発金融機関等

世界銀行、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（Multilateral Development Banks: M D B s）は開発援助における豊富な経験を有し、最先端の専門的知識を持った人材を数多く有すると共に、その広範な情報網を活用し現地の支援ニーズを的確に把握することにより、効果的な援助を行うことができるなどの長所があります。また、貧困削減や成長といった中核的役割を引き続き担うことに加え、世界経済・金融危機のような緊急課題や、気候変動、食糧安全保障などグローバルな課題への対応が求められる中、M D B sの重要性はますます高まっています。

財務省はこのようなM D B sの長所や重要性を十分認識し、世界経済・金融危機対応において、G 20諸国との協調により、M D B sの融資等の拡大を通じて途上国や世界の貧困層が蒙る危機の影響を軽減させ、世界銀行グループ所属機関（国際復興開発銀行、国際金融公社、国際開発協会）を始めとするM D B sの改革や増資に合意するなど、その活動に積極的に関与・貢献しております。M D B sの増資に必要な国内措置として、世界銀行グループについては加盟措置法の改正案が平成23年3月に国会で可決され、各機関について所要の予算措置を講じて対応をしています。また、平成24年10月に東京において開催されるI M F・世銀年次総会において、積極的に知的貢献を行います。さらに、平成23年9月に開始された、アジアの最貧国向けの無償支援や長期で低金利の融資を行う基金であるアジア開発基金（A D F）の第11次交渉の議論に積極的に参加し、アジア地域の発展に貢献して参ります。

今後も、M D B sの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のO D A政策・開発理念をM D B sの政策に反映させ、また、引き続き、我が国の開発援助にM D B sの専門的知見や人材を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させてい

きます。さらに、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取組、援助効果の評価の推進、日本人スタッフの増加を含むスタッフの多様性確保を図ることにより、支援の効率性・有効性を高めるMDBsの取組を積極的に支援していきます。以上の取組を推進していく観点から、開発問題研究会を開催し、我が国の援助政策に実務家等の幅広い知見を取り入れ開発援助政策の立案に活かすとともに、政策協議の場を活用し、MDBsとの意見交換・議論を活発に行っていきます。

また、MDBsを通じた開発援助について、広く一般に紹介していきます。

◎業績指標 6-2-1：MDBsとの政策協議・開発問題研究会の開催回数（単位：回）

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度目標値
開催回数	42	43	44	N. A.	45以上

(出所) 国際局開発機関課調。

(注1) MDBsとの政策協議は、原則課長レベル以上が各機関の局長級との間で意見交換・議論を行うもの（個別面会を除く）。

(注2) 開発問題研究会は、我が国の援助政策に実務家等の幅広い知見を取り入れ、開発援助政策の立案に活かすことを目的として、国際開発金融機関職員（幹部含む）等、開発分野の専門的知見・経験を有する者と財務省職員（課長以上含む）との間で意見交換・議論を行うもの。

(注3) 過去の実績に基づけば、平成24年度は開催回数を45回以上を目安とし、今後は協議・研究内容の充実に努めることが考えられる。

(注4) 平成23年度実績値は、平成24年6月末までにデータが確定するため、平成23年度実績評価書に掲載予定。

④ 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組支援

平成21年12月に開催された気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）で取りまとめられた「コペンハーゲン合意」を踏まえ、我が国は、平成24年までの約3年間に、官民合計で1兆7,500億円規模の支援を実施すること等を内容とする「鳩山イニシアティブ」を着実に実施しているところです。特に、財務省は、気候変動対策円借款やJBI-Cを通じて、開発途上国の気候変動対策を積極的に支援しています。

平成23年11月から12月にかけて開催された気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）では、温室効果ガスの排出量削減に関する将来の枠組みについて検討を行う「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」を立ち上げ、新たな枠組みへの合意を形成する道筋がつけられました。こうした中、平成22年11月から12月にかけて開催された気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）で設立が決定した緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）に関して、GCFの基本設計文書が合意され、今後理事会を立ち上げGCFの詳細設計について議論することが決定されました。

また、我が国は、世界銀行の信託基金である地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）及び気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）においても主要な拠出国となっています。我が国としては、これらの気候変動対策の議論に、引き続き積極的に参画していきます。

施 策 6-2-3：債務問題への取組

我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリクラブ（主要債権国会合）合意に基づき、適切に公的債権の繰り延べや削減を行っています。とりわけ、重債務貧困国（Heavily Indebted Poor Countries：HIPCｓ）に対しては、「拡大HIPCイニシアティブ」に基づく債務救済を通じて、その貧困削減への取組に大きく貢献しており、今後とも、拡大HIPCイニシアティブの着実な進捗等、債務問題の解決に向け引き続き取り組みます。

また、IMFや世界銀行は、我が国を含めた全ての債権者やドナーが債務持続性分析の枠組みに沿った行動をとるよう促しています。財務省としても、債務持続性を脆弱なものとする非譲許的借入などの途上国が直面する債務に関する諸問題について、IMF、世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組における議論に積極的に参加していきます。

施 策 6-2-4：知的支援

開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等の協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要です。

この観点から、これまでの取組を踏まえつつ、開発途上国の政策担当者等を対象にした日本の経済財政政策等についての研修・セミナー、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップ等の研究交流、さらに開発途上国の財政・税制・金融等についての研究調査・セミナー等を行い、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、開発途上国における政策立案・実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組んでいきます。

また、開発途上国の税関当局に対しても、WCO（世界税関機構）等の国際機関や、APEC（アジア太平洋経済協力）、ASEM（アジア欧州会合）等の地域協力の枠組み及び二国間の取組等を通じ、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を支援し、我が国との貿易投資等の経済関係及び水際取締りに関する協力関係の強化に取り組んでいきます。特に、開発途上国の税關における知的財産侵害物品の水際取締能力の向上を図るために、WCOの枠組みを通じた支援に積極的に取り組んでいきます。同時にこれまで行った支援の不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する支援が質の高いものとなるよう努めます。

政策実施の効果を客観的・定量的に測定することが可能なものとして、「知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度」（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合）を、業績指標として設定しました。また、その目標値について、平成23年度は「70%以上」としていましたが、知的支援の効果・有効性の向上をより一層図っていく観点から、平成24年度の目標値を「80%以上」に引き上げます。

◎業績指標 6-2-2：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度 (単位：%)

	平成22年度	23年度	24年度目標値
研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合	98.4%	N. A	80%以上

(出所) 関税局参事官室(国際協力担当)、財務総合政策研究所国際交流室

(注1) 研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」、と回答した者の割合。なお、アンケート調査の概要についてはP190参照。

(注2) 数値(割合)はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したもの。

(注3) 平成23年度実績値は、平成24年6月末までにデータが確定するため、平成23年度実績評価書に掲載予定。

5. 参考指標（8指標）

- 開発途上国に対する資金の流れ
- 国際開発金融機関関連の国際会議
- 国際開発金融機関に対する主要国の出資
- 国際開発金融機関等に対する拠出金
- 国際開発金融機関の活動状況(日本人幹部職員数等を含む)
- J B I Cによる出融資等実施状況(国際協力銀行業務)
- 円借款実施状況
- 研修・セミナー等の実施状況